第１号様式　別紙１　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

氏名 （法人にあっては名称）	福留ハム株式会社
住所	広島市西区草津港二丁目6番７５号
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日
基準年度(*1)	令和 6 年度

１　事業者の要件（⑴、⑵については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量）

該当する事業者の要件	☑ ⑴原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上（特定事業者） ☑ ⑵エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上（特定事業者） ☐ ⑶特定事業者以外の事業者

２　事業の概要

事業者の業種	肉加工品製造業 （主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 0912 ）
事業の概要	食肉加工製品の製造販売

３　温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

食品安全委員会を設置し、1回/月開催し、エネルギー使用状況の報告を行い、情報の共有、意識の向上に努め、温室効果ガス削減に努めます。

４　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	5,640　$t-CO_2$	5,584　$t-CO_2$	1.0　%
温室効果ガスみなし排出量(*6)		5,584　$t-CO_2$	1.0　%
目標設定の考え方	機器類の負荷削減を目標に、老朽機械の更新を行い１％/年のco2削減を目標とする		

*1　基準年度とは、温室効果ｶﾞｽの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去３か年度の平均値とすることができる。

*2　特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3　原油換算ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4　温室効果ｶﾞｽ排出量とは、二酸化炭素（ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの及び非ｴﾈﾙｷﾞｰ起源のもの）、ﾒﾀﾝ、一酸化二窒素、ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ、ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ及び六ふっ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5　温室効果ｶﾞｽ実排出量とは、上記(*4)のうちｴﾈﾙｷﾞｰ起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ｶﾞｽ排出量が特定事業者単位で3,000ﾄﾝ以上のものの排出量の合算をいう。

*6　温室効果ｶﾞｽみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ｶﾞｽみなし排出量は、温室効果ｶﾞｽ実排出量と等しくなる。

⑵　事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標　（※任意記載）

事業分類	基準年度の実績 a 令和 6　年度	計画期間の目標 b 令和7～令和9年度 （平均値）	削減量の対基準年度比 ((a-b)/a)×100
			%
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方			

⑶　温室効果ｶﾞｽ実排出量の抑制に関する措置の内容

・室外機、屋根上等散水を行い、機器類の負荷低減を行う。
・設定温度等の見直しを行い、運転管理を徹底する。
・動力光熱費が高騰する中、設定温度、運転管理を再点検し、情報を共有し、意識の向上に努める。

⑷　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値(*8)の活用等）

なし

⑸　温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

１，省エネ法の厳守
２，ISO推進により、省エネルギー、省資源化への取り組み

５　その他の取組

・廃棄物の減量とリサイクル（ペットボトル、古紙回収、脱水汚泥のコンポスト化）
・1回/月昼礼実施での情報共有

*7　原単位とは、温室効果ｶﾞｽ排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
*8　環境価値とは、ｵﾌｾｯﾄｸﾚｼﾞｯﾄ制度等により、温室効果ｶﾞｽの排出削減等を行うﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを通じて生成される温室効果ｶﾞｽの削減量等をいう。なお、温室効果ｶﾞｽみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

第１号様式　別紙３　　（令和 7 年度計画分　事業活動環境計画書）

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

（※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要）

事業所の名称	広島工場
事業所の所在地	広島市安佐北区三入南1-7-20
事業所の業種	食品製造業
事業の概要	食肉製品の加工製造

１　温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

⑴　温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項　　目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和 6　年度	令和7～令和9年度 （平均値）	((a-b)/a)×100 （aは基準年度の実排出量）
温室効果ガス 実排出量	4,248　$t\text{-}CO_2$	4,206　$t\text{-}CO_2$	1.0　%
温室効果ガス みなし排出量		4,206　$t\text{-}CO_2$	1.0　%
目標設定の考え方	機器類の負荷削減を目標に老朽機器の更新、冷凍機器類の負荷削減施策を実行し、 １%/年のC02削減を目標とする。		

⑵　温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

散水装置の設置継続強化により、機器類の負荷低減を目指す。
設定温度、運転時間、運転方法などの見直しを行い、C02削減を行う。
動力光熱費が高騰する中で、上記の取り組みを強化、情報の共有、知識の向上に努め、削減を目指す。

⑶　温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

なし

２　その他の取組

廃棄物の減量とリサイクル（ペットボトル、古紙回収、脱水汚泥のコンポスト化、ごみ分別強化）
日々の電力量の把握、報告を行い、意識の向上削減行動につなげる。